

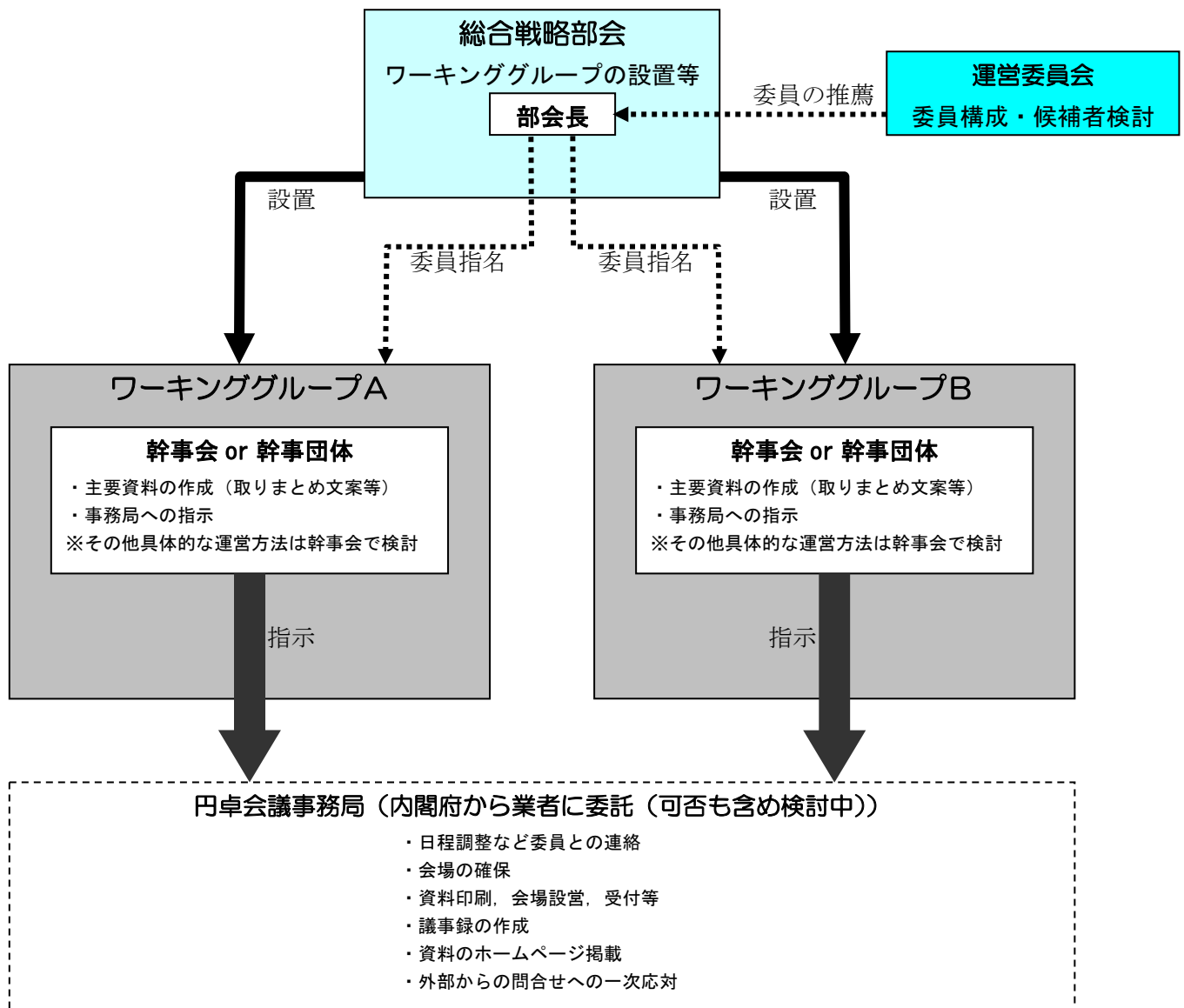
## ワーキンググループの設置と運営（イメージ）

（参考）運営規約（平成 21 年 3 月 24 日総会決定）（抜粋）

（ワーキンググループ）

第 19 条 部会は、審議事項に応じ、専門的な検討を行うため、その定めるところにより、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループ委員は、運営委員会が推薦する者から部会長が指名する者をもって充てる。
- 3 前項の場合において、運営委員会は公募により選出した者を推薦することができる。
- 4 この規約に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、部会が定める。



※委員旅費や専門家謝金の支払い、速記の発注等は内閣府が行う。